

第6次たかまつ男女共同参画プラン策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、高松市が行う第6次たかまつ男女共同参画プラン策定支援業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。また、本仕様書より成果物の品質向上につながる提案等があれば、企画提案書をもって提案できるものとする。

1 件名

第6次たかまつ男女共同参画プラン策定支援業務委託

2 目的

「第5次たかまつ男女共同参画プラン」（以下「現プラン」という。）の計画期間が令和8年度をもって終了することから、本市における男女共同参画社会の形成促進のため、現在の社会環境及び市民の意識や実態に対応した「第6次たかまつ男女共同参画プラン」（以下「次期プラン」という。）を策定することとしている。

本業務は、次期プランの策定に当たり、男女共同参画に関する市民の意識、家庭生活及び職場の実情等を把握し、次期プラン策定の基礎データとし、今後の男女共同参画施策推進の参考資料とするとともに、ニーズ調査の結果を踏まえ、次期プランの策定を支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月20日までとする。

4 基本条件

(1) 次期プランの位置付け

ア 本業務の実施に当たり、本仕様書のほか、関連する法令、規則等を遵守するとともに、関連する上位計画、及び庁内の諸計画との整合性を図らなければならない。

イ 以下の(ア)～(ウ)の計画として位置付けている現プランに、新たに以下の(エ)の計画を位置付けて策定するものとする。

(ア) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画

(イ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画

(ウ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画

(エ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく

市町村計画

(2) 次期プランの計画期間

令和9年度から13年度まで

5 業務内容

【令和7年度業務】

(1) 市民等意識調査の実施

次期プラン策定のための基礎調査として、男女共同参画に関する市民等意識調査を実施する。

ア 調査内容（数については目安とする。）

内容	対象	数	回収見込率
市民生活意識調査	18歳以上の市民	2,000人	50%
事業所実態調査	市内民営事業所	300事業所	50%
市民団体等実態調査	市内市民団体等	100団体	50%

イ 調査票の設計

市民等意識調査の調査項目について、経年比較の必要性に留意し、前回調査のほか、専門的な見地から、調査票について、以下のことに留意しながら提案すること。

なお、調査票の内容については、委託者と協議し事前に承認を得ること。

(ア) 前回調査の調査項目を参考に、経年変化を捕捉できる項目とし、必要に応じて、現在の社会情勢等に見合った調査項目に修正すること。

(イ) 回答者の負担軽減のため、読みやすく、分かりやすいものとなるよう、工夫・配慮し、回収率が向上するような方策を講じること。

(ウ) 調査方法については、郵送を基本とするが、回収率が向上するようにWeb回答も併用とする。

なお、Web回答については、実施受託者が作成した調査票データを基に、委託者がLogoフォームにて作成し、Logoフォームにて回答があったものについて、委託者が集約した回答データ（CSV形式）を提供するものとする。

ウ 調査時期

令和7年10月～11月のうち1か月程度

エ 実施に係る作業分担

委託者	受託者
①実施方針の決定 ③調査票案の検討と確定 ⑥対象者の抽出 ⑫調査結果報告書案の検討と確定	②調査票の素案作成と補修正 ④発送用（角2）、返信用（長3）封筒及びラベルの確保 ⑤調査票、発送及び返信用封筒の印刷 ⑦調査票の封入、封緘、ラベル作成、貼付 ⑧発送・回収に係る経費負担（郵送料含む） ⑨回収した調査票の開封・管理 ⑩回収した調査票の入力、集計、分析 ⑪調査結果報告書案の作成と補修正

(2) 住民等意見交換会

次期プラン策定に当たり、市民から意見聴取をするために令和7年度中に開催予定の男女共同参画ワールドカフェ（仮）に同席し、意見聴取した内容を次期プランへ反映させること。

(3) 市民等意識調査実施報告書の作成

令和7年12月末までに、市民等意識調査の概要（調査目的・調査方法・回収結果等）、市民等意識調査結果（回答者の属性、回答結果の集計、分析結果等）、参考資料を取りまとめた報告書を作成すること。

【令和8年度業務】

(1) プラン策定支援

市民等意識調査等の結果等を踏まえ、現プランの現状分析・評価及び課題等の整理をした上で、以下のとおり、次期プランの策定を支援すること。

ア プランの施策体系、内容等の検討支援

(ア) 市の総合計画や他計画との位置付けに関する整理

(イ) 国の基本指針、香川県の「第5次かがわ男女共同参画プラン（策定予定）」、「かがわ困難な問題を抱える女性等支援計画」等を踏まえた計画の施策体系、内容等の検討

イ 本市の男女共同参画に関する現状と課題の分析等

(ア) 現プランの達成状況の整理・分析・進捗評価、課題の整理

(イ) 国の男女共同参画基本計画や現プランに関する市の事業の整理、現状分析、課題の整理

(ウ) 市民等意識調査等の結果等を踏まえた現状と課題の整理・分析

- (エ) 困難な問題を抱える女性等の現状と課題の整理・分析
 - (オ) 現プランの評価方法・評価内容に関する検討支援
 - ウ 計画骨子案・素案の作成支援
 - (ア) 具体的な男女共同参画施策の検討支援
 - (イ) 目標数値設定の検討支援
 - (ウ) 評価指標の検討支援
 - (エ) 評価方法の提案・検討支援
 - (オ) プラン骨子案・素案の作成・修正・校正
 - エ 男女共同参画推進懇談会やパブリックコメント等の意見反映
 - (ア) 関係会議への出席は求めないが、委員等からの意見に対する助言、プラン骨子案・素案への反映（関係会議資料は委託者が作成）
 - オ その他の情報分析・市への助言
 - (ア) 国の男女共同参画基本計画や香川県の「かがわ男女共同参画プラン」、
「かがわ困難な問題を抱える女性等支援計画」等関係計画及び市の状況を
勘案した上での調査情報分析
 - (イ) 市の総合計画等の他計画との整合性に係る情報分析・助言
 - (ウ) 国、香川県、先進自治体、同規模自治体及び近隣自治体の状況報告
- (2) 計画書及び概要版の作成
- ユニバーサルデザインの視点で、イラストや図表などを活用し、一般市民に広く伝わる親しみやすいデザインの計画書及び概要版を、令和9年3月20日までに作成し、納品すること。
- 概要版については、本編から要点を的確に抜粋し、次期プラン全体を分かりやすく把握できるような構成とすること。

6 主なスケジュール（予定）

令和7年	7月～8月	市民等意識調査準備
	9月～10月	市民等意識調査実施
	11月～12月	市民等意識調査報告書作成
令和8年	2月～	次期プラン骨子案作成
令和8年	3月～4月	幹事会・本部会（骨子案について）
	4月～	次期プラン素案作成
	5月	令和8年度第1回懇談会（骨子案について）
	8月	幹事会・本部会（素案について）
	9月	令和8年度第2回懇談会（素案について）
	9月～	次期プラン案作成
令和9年	1月	パブリックコメント実施
	2月	次期プラン計画書・概要版作成

※国の「男女共同参画計画」や香川県のプランが示される時期等によって、年度間の業務が変更となる可能性があるため、その場合は、受託者と別途協議する。

7 成果品

【令和7年度】

- (1) 市民等意識調査結果報告書：紙原稿1部及び電子媒体（CD-R等）
- (2) 市民等意識調査票様式：電子媒体（CD-R等）
- (3) 回収した調査票
- (4) その他収集・分析したデータ：電子媒体（CD-R等）

【令和8年度】

- (1) 計画書：A4判100頁程度、表紙4色本文1色刷、200冊程度
（その他の規格については提案によるものとする。）
- (2) 概要版：A4判8頁程度、4色刷、1,000部程度
（その他の規格については提案によるものとする。）
- (3) 上記（1）及び（2）の電子媒体（CD-R等）
- (4) その他収集・分析したデータ：電子媒体（CD-R等）

8 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

【令和7年度】

- (1) 業務委託着手届
- (2) 令和7年度業務実績報告書
- (3) 令和7年度納品書
- (4) 令和7年度請求書

【令和8年度】

- (1) 業務委託完了届
- (2) 令和8年度業務実績報告書
- (3) 令和8年度納品書
- (4) 令和8年度請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

9 打合せ

受託者は、常に委託者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

10 責任者の配置

受託者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

11 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

12 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本基本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者の協議の上、これを定める。

13 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に事前の書面による了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。

14 不当要求行為の排除対策

受託者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受託者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警

察署に届け出ること。

15 その他注意事項

- (1) 本業務において、受託者が制作し、委託者に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、委託者に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合においても、著作者人格権（著作権法第59条）を行使しないこと。
- (3) 掲載する文章、説明文等は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならぬよう格段の配慮をすること。
- (4) 受託者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (5) 委託者が貸与した資料等は、業務完了後速やかに返還し、個人情報の保護義務を遵守すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払わなければならない。明らかな瑕疵により委託者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務実施において諸事故が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに委託者に報告するものとする。また、受託者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (9) 受託者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても委託者の承諾なく複製又は貸与してはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに委託者に引き渡さなければならない。
- (10) 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (11) 経理にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、委託者の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存すること。
- (12) 天災の発生や感染症の蔓延等、不測の事態により業務の延期や続行不能が見込まれる場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を仰ぐこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって取り扱うこととなる個人情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高松市（以下「委託者」という。）の定める高松市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高松市条例第37号）その他関係法令並びに高松市情報セキュリティポリシー及び本個人情報取扱特記事項（以下「本特記事項」という。）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出等)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業責任者又は作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定等)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、この契約による業務の着手前に書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により委託者に届け出なければならない。

3 受託者は、委託者の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名及び氏名が分かるようにしなければならない。

(教育及び研修の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約による業務を処理する上で、直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は契約解除された後も同様とする。

2 前項について、受託者は、在職中及び退職後においても同様であることを作業責任者及び作業従事者に周知しなければならない。

(個人情報の受領)

第7条 受託者は、委託者から個人情報を受領する場合は、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、委託者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、次項の委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、やむを得ない理由により、この契約による業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに個人情報の取扱い状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、再委託をする前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

3 前項の承認を得た場合においては、受託者は委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、第2項の承認を得て再委託する場合は、再委託先との契約において、個人情報の取扱状況についての再委託先に対する管理及び監督の方法について具体的に定め、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者の求めに応じて、当該管理及び監督の状況を委託者に対して報告しなければならない。

5 前項に規定する場合における個人情報の取扱いについては、本特記事項の規定を準用する。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該正社員以外の労働者にこの契約及び本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
- (4) 委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (5) 個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該個人情報が記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を電磁的記録として持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (7) 委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報が記録された資料を複製し、又は複製しないこと。
- (8) 作業場所の変更等に伴い、個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (9) 作業場所に、私用電子計算組織、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながるおそれがあるアプリケーションをインストールしないこと。

(収集の制限)

第11条 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により個人情報を収集する場合は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合又は委託者の承諾がある場合は、この限りでない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第12条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、個人情報をこの契約による業務の処理以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第13条 受託者は、この契約が終了し、又は契約が解除された場合は、委託者の指定した方法により、個人情報を変還し、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに應じなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時における報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地検査)

第15条 委託者は、個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受託者及び再委託先に対して、監査又は実地検査(以下「監査等」という。)を行うことができる。

2 受託者は、委託者が前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示を行った場合は、これに應じなければならない。

3 委託者は、監査等の結果、個人情報の不適切な取扱いがあった場合は、受託者に対して改善を要請できるものとする。

(事故発生時等の対応)

第16条 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況その他必要な事項を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該個人情報の漏えい等の事故に関する情報を公表することがある。この場合において、受託者は、委託者が受託者から報告を受けた内容を公表することに同意するものとする。

る。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の故意又は過失によるものか否かを問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。